

【 学修の成果に係る評価に当たっての基準 】

◇ 学則（大学院）より該当条文を抜粋。

（単位の認定）

第 20 条 履修した授業科目の単位認定は、筆記若しくは口述試験又は研究報告の成績によって行うものとし、毎学期、又は学年末に行う。

2 前項の成績は、S・A・B・C及びFの評語で表わし、S・A・B・Cを合格とし、Fを不合格とする。

3 合格した授業科目については、所定の単位を与える。

◇ 至学館大学教学に関する規程より該当条文を抜粋。

（学業成績）

第 16 条 学業成績は 100 点満点とし、60 点以上を合格、60 点に満たないものを不合格とする。ただし、前、後期試験が行われる科目については、前、後期試験とも受験した者に限り学業成績を評価する。

② 合格者には、学則に定めるところにより単位を付与する。

③ 教務委員会を経て学長が認めた授業科目の評価については、合格又は不合格とすることができる。

④ 他大学等で履修した科目等を本学において評価する場合は、認定合格とする。

⑤ 本条第 1 項における評点と評語の関係は、次のとおりとする。

90 点以上	秀
80 ～ 89 点	優
70 ～ 79 点	良
60 ～ 69 点	可
60 点未満	不可

⑥ 成績証明書は、「秀」、「優」、「良」、「可」、「合」、「認」をもって表示する。

⑦ 再試験の成績は、「可」又は「不可」とする。

⑧ 無記名の答案は無効とする。

（経過措置）

本規程は、令和 4 年度第 1 学年入学生から適用し、令和 4 年 3 月 31 日現在において至学館大学の学生である者又は令和 5 年度入学の編入学生については、なお従前の規程による。